

茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画

令和3年8月

茅ヶ崎市

目次

1. 公園施設長寿命化計画の概要.....	1
1－1 公園施設長寿命化計画策定の背景と目的.....	1
1－2 計画の位置づけ	2
1－3 公園施設長寿命化計画の策定	3
2. 公園施設の現況と課題	5
2－1 公園施設の現況と課題.....	5
2－2 公園施設長寿命化対策の優先順位の考え方	12
3. 公園施設の管理方針	13
3－1 基本方針の設定	13
4. 公園施設の長寿命化対策の検討	15
4－1 使用見込み期間の設定.....	15
4－2 更新見込み年度	16
4－3 ライフサイクルコストの算出および縮減.....	16
4－4 年次計画の検討	17
4－5 対策費用.....	19
5. 計画全体の長寿命化対策の実施効果	20
6. 今後の取り組み.....	21
6－1 実態に即した長寿命化計画の運用.....	21
6－2 利用促進に向けた施設更新	21
6－3 計画の見直し	21
資料1. 都市公園一覧.....	22
資料2. 用語の解説.....	25

1. 公園施設長寿命化計画の概要

1-1 公園施設長寿命化計画策定の背景と目的

近年、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化が急速に進行しつつあり、限られた財源のなかで老朽化した公共施設を適切に維持保全^{*}し、安全・安心を確保することが行政の重要な課題の一つとなっています。そのため、国土交通省は平成25年11月に、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤など、あらゆるインフラの維持保全・更新^{*}を着実に推進するため、中長期的な取り組み計画として「インフラ長寿命化基本計画」をとりまとめました。

これを受け、各自治体では「総合管理計画」や「長寿命化計画」の策定を進め、本市においても、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、建築物およびインフラ系公共施設の個別計画の策定を進めてきました。

国土交通省は、地方公共団体等による都市公園^{*}の計画的な維持保全の取り組みを支援するため、平成24年4月に、ライフサイクルコスト^{*}縮減効果の算定・比較方法、使用見込み期間の考え方、保全対策の内容や健全度判定^{*}の根拠等、公園施設^{*}の長寿命化計画に関する基本的な計画策定の考え方を「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」としてとりまとめました。

平成30年4月には都市公園法の改正に伴い、新たに「公園維持管理修繕基準」の規定が設けられ、公園施設全般については、適切な時期に巡視を行い、清掃・除草等の公園の維持保全のための措置を行うことなどが定められました。特に遊戯施設^{*}については、安全性の確保の必要性が高いことから、年1回を基本とする点検の実施が義務付けられ、施設管理者による安全対策の一層の徹底が図られています。

その後、長寿命化対策^{*}の蓄積を踏まえ、平成30年10月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」（以下「指針（案）」という。）が改定されました。

本市における公園の現状として、都市公園法に基づき市が設置・管理している都市公園^{*}は、令和3年2月時点で計175公園あり、公園総面積は45.0haとなっています。都市公園全体の約9割は、街区公園^{*}と呼ばれる街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園が占めており、市民生活に身近な公園として利用されています。また、災害時には一時避難場所として活用可能なオープンスペースとなります。近年の街区公園は、開発事業により市へ提供される公園が多く、今後も同規模の公園が増えていくことが想定されます。

公園設置から30年以上経過している公園が全体の56%（98か所）あり、10年後には全体の76%（131か所）に達するため、今後、さらに維持保全の費用が増大し、適切な維持補修および更新が困難となることから、維持保全経費の集中を避けるために費用の平準化や維持保全経費の縮減を図る必要があります。

そのため市では、指針（案）に則り「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」（以下「本計画」という。）を策定いたしました。

^{*}は、資料2.用語の解説を参照してください。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、図1に示すとおり「茅ヶ崎市総合計画（令和3年3月）」、「インフラ長寿命化計画（平成25年11月）」、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）」を上位計画とし、指針（案）に定められた項目に準じて策定しています。

また、「茅ヶ崎市みどりの基本計画・生物多様性ちがさき戦略（平成31年3月）」や「茅ヶ崎市低炭素まちづくり計画（平成27年3月）」等の関連計画を踏まえ策定しました。

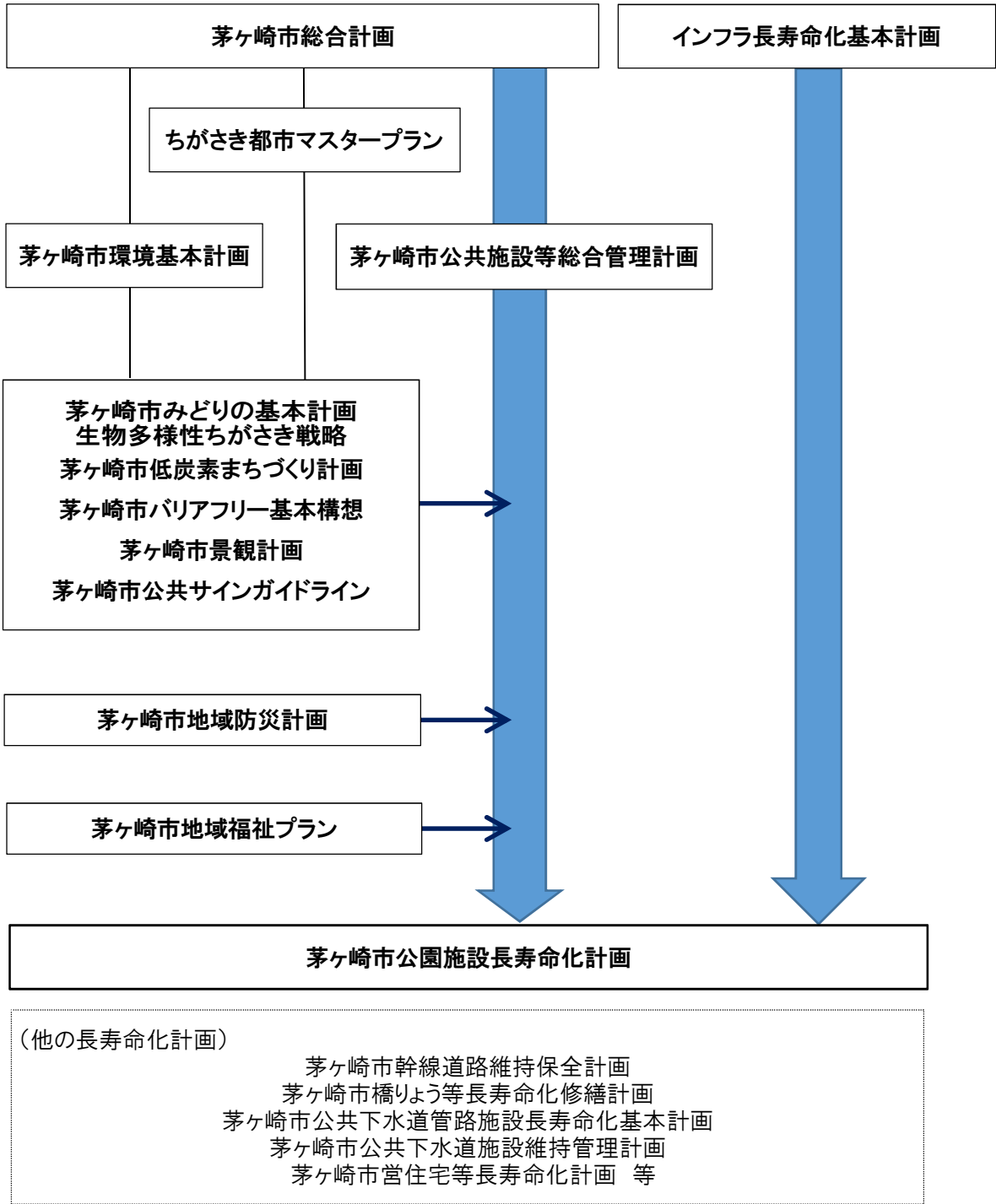


図1 計画の位置づけ

1-3 公園施設長寿命化計画の策定

(1) 長寿命化計画の策定手順

本計画は、指針（案）に則り、図2の手順で策定しました。

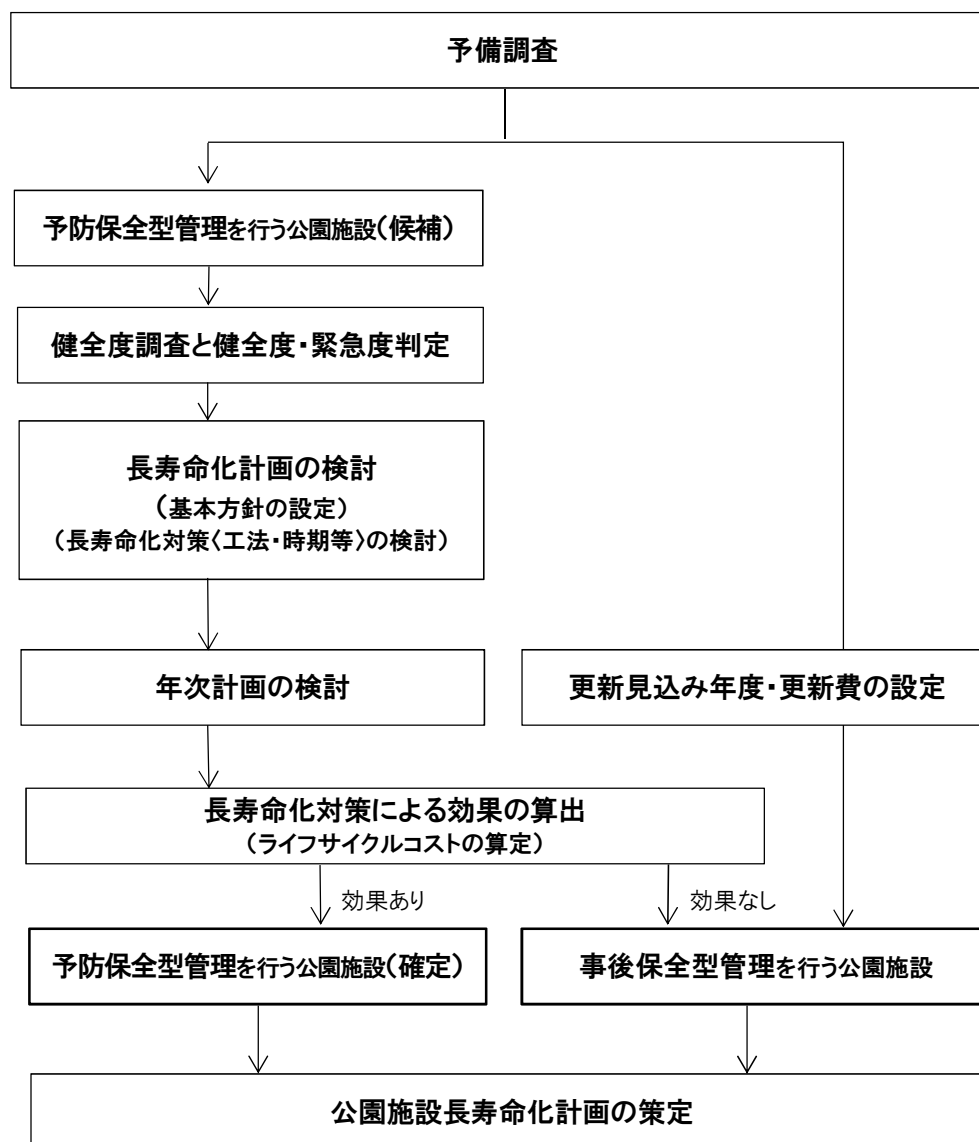


図2 長寿命化計画の策定手順

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3(2021)年度より令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。

(3) 計画対象公園

本計画では、市が管理する都市公園 175 か所のうち、PFI 事業者により管理運営している「柳島スポーツ公園」および工事等により一時閉園中（令和 3 年 3 月時点）である「湘南夢わくわく公園」（令和 2 年度から 4 年度まで閉鎖）・「萩園第二公園」（平成 28 年度から令和 3 年度まで閉鎖）の計 3 か所を除く、計 172 か所を対象公園とします。

なお、工事が完了した都市公園および新たに設置された都市公園についても、本計画を踏襲するものとします。

計画対象公園の公園種別毎の公園数を表 1 に示します。また、図 3 および図 4 に、公園種別毎の都市公園数および面積の割合を示します。

表 1 計画対象公園の都市公園数および面積の割合（令和 3 年 2 月時点）

公園種別		都市公園数		公園面積	
		箇所数（か所）	割合（%）	面積（㎡）	割合（%）
都市公園	街区公園	152	88.4	150,574.1	41.6
	近隣公園※	3	1.7	24,313.0	6.7
	地区公園※	3	1.7	165,962.6	45.8
	都市緑地※	13	7.6	18,403.9	5.1
	その他 （特殊公園※）	1	0.6	2,764.0	0.8
合計		172	100.0	362,017.6	100.0

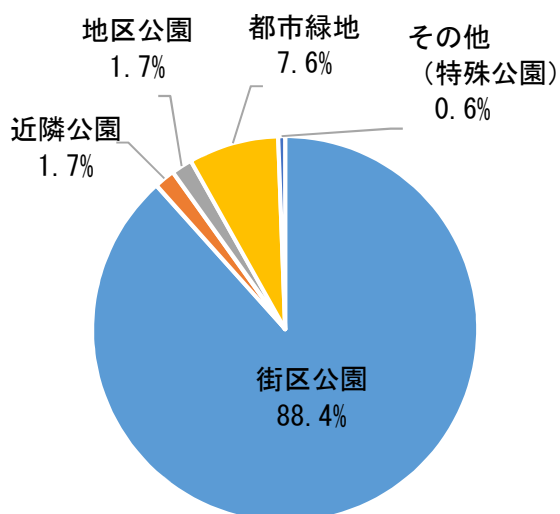


図 3 公園種別毎の都市公園数の割合

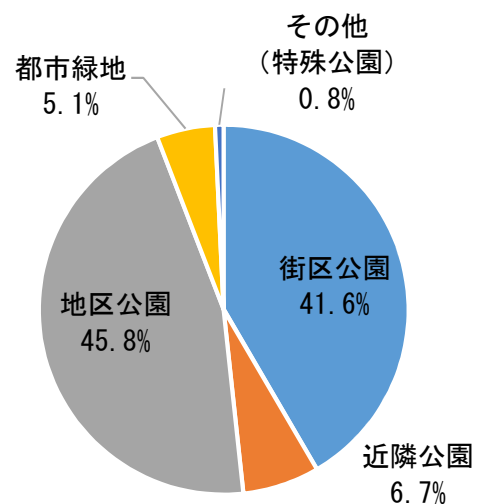


図 4 公園種別毎の面積の割合

2. 公園施設の現況と課題

2-1 公園施設の現況と課題

(1) 予備調査

計画の対象とする都市公園に設置し、市が管理する公園施設について、利用の状況や劣化、損傷の状況等を把握するため、次のとおり予備調査を行いました。

- ① 調査実施時期：平成 30 年 8 月～平成 31 年 3 月
- ② 調査対象公園数：172 か所
- ③ 調査内容：指針（案）に基づく予備調査（表 2 に示すとおり）

表 2 予備調査の内容

項 目	内 容
a. 調査準備	都市公園台帳等から、現地で確認する公園の位置や区域、公園施設等が記載された図面、調査ルートなどを整理する。
b. 調査実施	公園区域の変更の有無を確認する。
	調査時点での公園施設の有無、増減、利用禁止等の状況を把握する。 公園内外及び各公園施設の状況を撮影する。
	利用状況、劣化や損傷の状況を把握する。なお、公園施設の状況把握は、健全度調査票の作成を意識しながら実施する。
	当該公園が適切な機能を果たしているか、公園施設の利用実態などから確認する他、利用者や施設管理者から施設の維持、補修等に係る要望がある場合は重点的に確認する。
	使用休止している施設等を確認する。 （使用再開までの期間は、事後保全型管理として扱う）
c. とりまとめ	現地の状況と都市公園台帳等の内容について照合し、必要に応じて修正を加える。
	健全度調査を行わない事後保全型管理の施設については、状況や劣化を健全度調査票（公園概要シート）の備考欄に記録し、長寿命化計画策定後の公園の計画的な管理・運営に活用する。
	施設の利用状況が低下し、地域に必要とされる再整備が求められる公園については、予備調査で明らかとなった課題などを整理する。 （公園の再整備は、本計画とは別に検討する。）

〈公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】/平成 30 年 10 月/国土交通省都市局公園緑地・景観課/p25〉

計画対象公園には、表 3 のとおり合計 3,790 か所の公園施設があります。

表 3 公園施設一覧

施設区分	園路広場※	修景施設※	休養施設※	遊戯施設※	運動施設※	教養施設※	便益施設※	管理施設※	合計
施設数 (か所)	454	3	860	526	5	4	107	1,831	3,790

※施設区分の園路広場（舗装）および管理施設（柵等）については、面積および距離に関わらず 1 か所として計上しています。

表 4 に示すとおり、本計画の対象公園において、公園設置から令和 3 年 2 月時点までの経過年数が、30 年以上となる公園は全体の 57%（97 か所）あり、次いで 10 年以上 30 年未満は全体 34%（59 か所）となっています。

さらに 10 年後には、表 5 に示すとおり、公園設置からの経過年数が 30 年以上となる公園が全体の 76%（131 か所）に達する見込みです。

図 5 に、令和 3 年 2 月時点と 10 年後の公園設置からの経過年数の推移を示します。

表 4 公園設置からの経過年数
(令和 3 年 2 月時点)

経過年数	公園数 (か所)	割合 (%)
10 年未満	16	9
10 年以上 30 年未満	59	34
30 年以上	97	57
合計	172	100

表 5 10 年後の公園設置からの経過年数
(令和 13 年 2 月見込み)

経過年数	公園数 (か所)	割合 (%)
10 年未満	—	—
10 年以上 30 年未満	41	24
30 年以上	131	76
合計	172	100

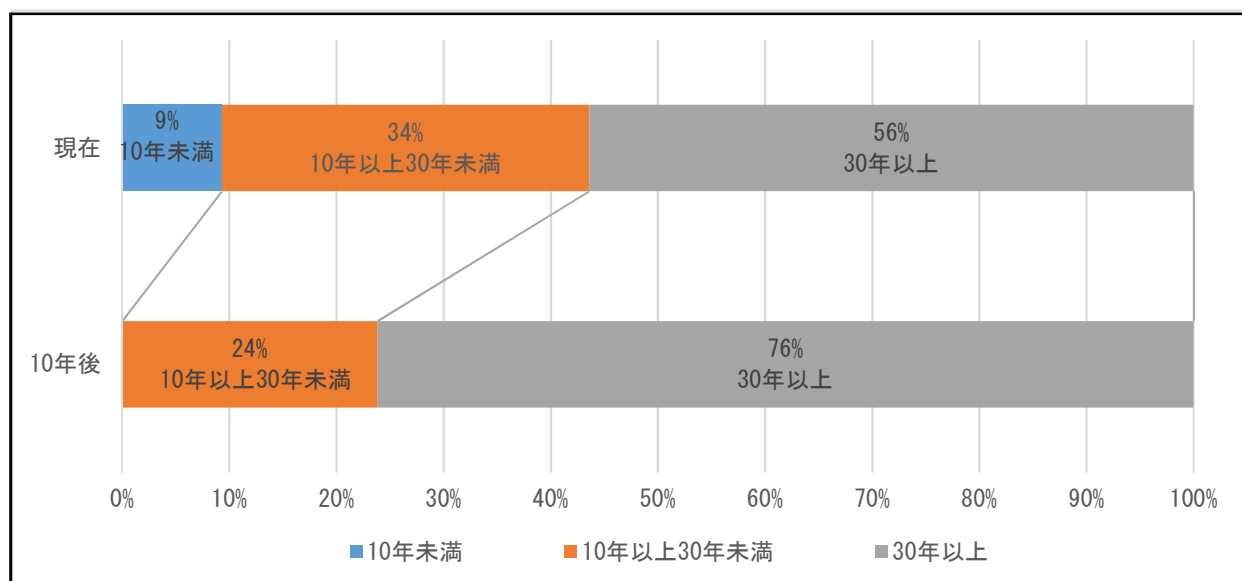


図 5 公園設置からの経過年数の推移(令和 3 年 2 月時点と 10 年後)

表6に、指針（案）に記載されている公園施設ごとの管理類型の例を示します。

表6 公園施設ごとの管理類型の例

公園施設種別							
	園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	娯楽施設	便益施設	管理施設 その他
予防保全型管理を行う 修繕 (ライフサイクルコスト算 出結果により、予防保全 型管理又は事後保全型 管理の判断が必要とな る施設)	一般施設	・噴水等 ・日陰だな (10㎡以上)	・休憩所、四阿、バー ゴラ等(10㎡以上)	・バックネット、バス ケットゴール等※	・ステージ、デッキ、 記念碑等(銅製のモ ニュメント等)	・照明施設、引込柱、 時計、門・柵(高価な もの、転落防止目的 等※)	
	土木構造物	・橋梁(10㎡以上) * 鋼橋はすべて	—	・野球場、陸上競技 場、水泳プール、観覧 席等	・植物園、動物園、野 外劇場、水族館、図 書館、体験学習施設 等の教養施設	—	・水門、雨水貯留施設 (地下式除く) ・擁壁、護岸(高さ2m 以上のRC構造)
	建築物		・ピクニック場、キャンプ場 等の建築物(10㎡以 上)			・売店、便所、飲食 店、宿泊施設等(10㎡ 以上) ・駐車場(立体式)	・管理事務所等(10㎡ 以上) ・発電施設等
事後保全型管理	各種設備	・法令等で点検が必要な施設					・展望台等(10㎡以 上)
	一般施設	・園路や広場の舗装、 縁石等	・日陰だな (10㎡未満) ・花壇、池、滝、つき 山、彫像、灯籠、石 組、飛石等	・休憩所、四阿、バー ゴラ等(10㎡未満) ・汎用品のベンチ、野 外卓	・記念碑等(石碑等)	・駐車場(立体式を除 く)、水飲場、手洗い 場	・照明施設、引込柱、 時計、門・柵(安価な もの)※ ・車止め、側溝、排水 ます、揭示板、標識、 くず箱等 ・水道、暗渠、電線等 地下埋設物
	土木構造物	・橋梁(10㎡未満) * 鋼橋はすべて	—			—	・擁壁、護岸(高さ2m 未満、石積み、間知ブ ロック、補強土等)
	建築物		・ピクニック場、キャンプ場 等の建築物(10㎡未 満)	・簡易な構造の更衣 所、控え室、運動用具 倉庫、シャワー室等 の工作物		・売店、便所、飲食 店、宿泊施設等(10㎡ 未満) ・時計台等	・倉庫、車庫等でプレ ハブ等簡易な構造の 建築物 ・展望台等(10㎡未 満)
	各種設備	・法令等で点検が必要な施設 ・劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等					

※の施設について、健全度調査(Ⅱ-4健全度調査と健全度・緊急度判定参照)の結果がB判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い、予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。健全度調査の結果がCとなつたものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断してよい。

表6に示した管理類型を参考に、各公園施設を表7および表8のとおり分類しました。公園の遊戯施設について定期点検※および健全度（劣化度）の判定を行っており、それにより計画的な予防保全型の管理を行ってまいります。

水泳プール施設は、個別に実施する点検等に基づいて管理を行っているため、本計画では事後保全型管理※を行う施設としています。また、建築物については、「茅ヶ崎市公共建築物中長期保全計画」により保全を行ってまいります。

都市公園内の植栽については、本計画とは別に管理を行ってまいります。

表7 予防保全型管理を行う候補の公園施設（令和3年2月時点）

公園施設種別	主な公園施設	施設数（か所）
園路広場	公園橋	5
休養施設	あずまや 四阿、パーゴラ	68
遊戯施設	ブランコ、滑り台等	526
運動施設	観覧席等	5
管理施設	柵、照明灯、引込柱等	538
合計		1,142

表8 事後保全型管理を行う公園施設（令和3年2月時点）

公園施設種別	主な公園施設	施設数（か所）
園路広場	ダスト舗装、コンクリート舗装等	449
修景施設	水遊び広場等	3
休養施設	ベンチ、野外卓等	792
教養施設	記念碑等	4
便益施設	水飲み、駐車場	107
管理施設	園名板、標識等	1,293
合計		2,648

(2) 健全度調査および健全度判定

予備調査で予防保全型管理を行う候補とした公園施設について、指針（案）に基づき表 9 に示すとおり構造物の劣化や損傷の状況、美観等について詳細な健全度調査※を行い、性能の低下状況について健全度判定※を行います。

表 9 健全度調査項目（着目する損傷種類）と確認方法の例

項目	内容
a. 調査準備	都市公園台帳等から、現地で確認する公園の位置や区域、公園施設等が記載された図面、調査ルートなどを整理する。
b. 調査実施	公園区域の変更の有無を確認する。
	調査時点での公園施設の有無、増減、利用禁止等の状況を把握する。
	公園内外及び各公園施設の状況を撮影する。
	利用状況、劣化や損傷の状況を把握する。なお、公園施設の状況把握は、健全度調査票の作成を意識しながら実施する。
	当該公園が適切な機能を果たしているか、公園施設の利用実態などから確認する他、利用者や施設管理者から施設の維持、補修等に係る要望がある場合は重点的に確認する。
c. とりまとめ	使用休止している施設等を確認する。 (使用再開までの期間は、事後保全型管理として扱う)
	現地の状況と都市公園台帳等の内容について照合し、必要に応じて修正を加える。
	健全度調査を行わない事後保全型管理の施設については、状況や劣化を健全度調査票（公園概要シート）の備考欄に記録し、長寿命化計画策定後の公園の計画的な管理・運営に活用する。
	施設の利用状況が低下し、地域に必要とされる再整備が求められる公園については、予備調査で明らかとなった課題などを整理する。 (公園の再整備は、本計画とは別に検討する。)

※損傷の確認方法は、基本的に概観目視により実施する。また、目視の補完として触診、打診により確認する他、必要に応じてコンベックス、クラックスケール、テストハンマーなどの簡易器具を使用する。

〈公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】/平成 30 年 10 月/国土交通省都市局公園緑地・景観課/p31〉

各公園施設における健全度は、表 10 の判断基準に基づき判定します。

表 10 健全度判定における評価基準

健全度	評価基準
A	- 全体に健全である。 - 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	- 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 - 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	- 全体に劣化が進行している。 - 現時点で重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	- 全体に顕著な劣化である。 - 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

図 6 に、管理施設および遊具施設、休養施設における健全度調査の劣化状況の事例を示します。

管理施設 (手すり)	遊戯施設 (ブランコ)	休養施設 (四阿)
		
判定 A 問題ありません	判定 A 問題ありません	判定 A 問題ありません
		
判定 B 表層が錆びています	判定 B 吊り金具が錆びています	判定 B 部分的に梁が錆びています
		
判定 C 手すりが腐食しています	判定 C 吊り部材が摩耗しています	判定 C 全体的に梁が腐食しています
		
判定 D 基礎部分が腐食しています	判定 D 吊り金具が腐食・摩耗しています	判定 D 基礎部分に亀裂が入っています

図 6 劣化状況の例

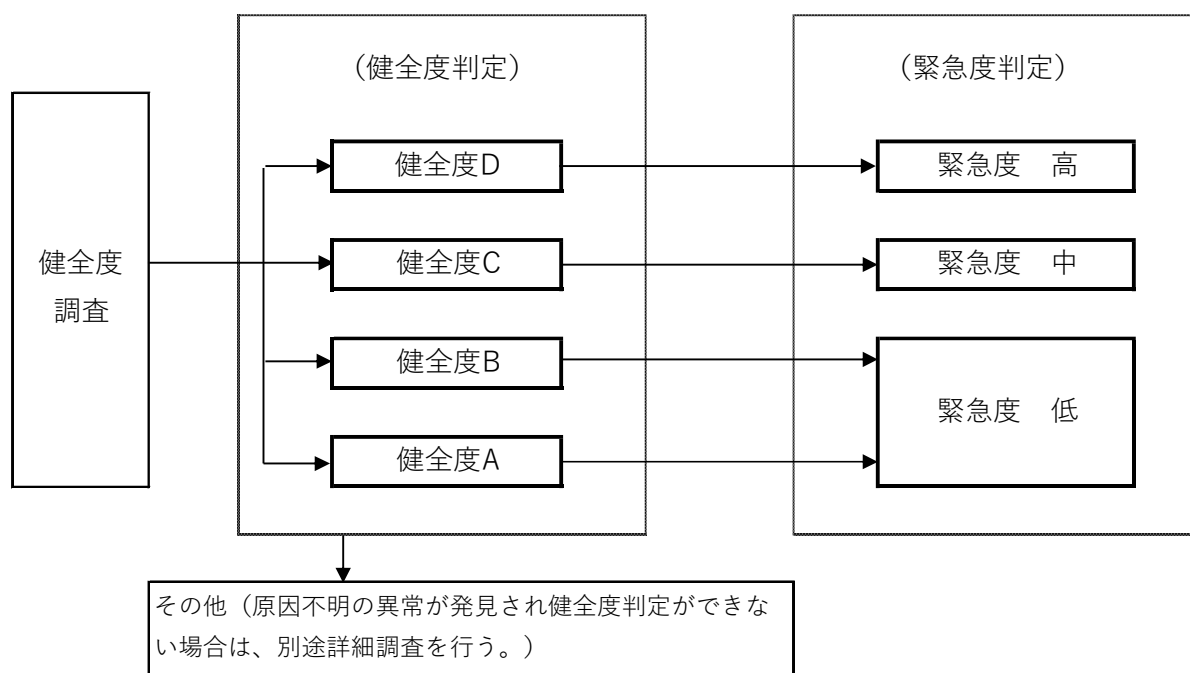
(3) 遊戯施設の定期点検

令和元年度の遊戯施設の定期点検（劣化点検）の、劣化判定の結果を本計画に反映しています。

- ① 調査実施時期：令和2年1月～令和2年3月
- ② 調査内容および判定基準：国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月）および（社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-A-SP-S:2014」（平成27年7月）

(4) 緊急度判定

健全度調査に伴う健全度判定の結果より、図7に基づいて公園施設の補修*もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）の判定を行います。健全度Dの公園施設は緊急度「高」とし、健全度Cの公園施設は緊急度「中」とし、健全度BおよびAの公園施設は緊急度「低」としています。その他、原因不明の異常が確認された場合は適宜詳細調査を行います。



〈公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】/平成30年10月/国土交通省都市局公園緑地・景観課/p35〉

図7 緊急度判定のフロー

(5) 健全度判定および緊急度判定の結果

遊戯施設については、予備調査の結果を遊戯施設の定期点検の結果にて補正しています。定期点検の劣化判定において D 判定となり、既に補修している 5 か所の遊戯施設は、健全度判定を B 判定に修正し、その他の未補修の遊戯施設については、健全度判定を D 判定として本計画に反映しています。

なお、健全度調査で健全度判定が D 判定となった遊戯施設については、既に部分的な補修および一時的に使用中止措置を行いました。

表 11 のとおり、健全度調査および遊戯施設の定期点検の結果から、健全度判定を補正し、緊急度判定を行いました。公園施設全体の約 19% (220 か所) の公園施設は、緊急もしくは早期の補修・更新等の対策が必要となる健全度 D および C 判定でした。また、全体の約 56% (637 か所) の公園施設は、部分的に劣化が進行しており、計画的な補修・更新等が必要な健全度 B 判定でした。

表 11 各公園施設の健全度判定の補正結果および緊急度判定の結果

①健全度調査の結果

健全度	施設数 (か所)
A	285
B	636
C	217
D	4
計	1,142

②遊戯施設の定期点検結果
による健全度調査の補正

健全度判定の補正内容	健全度	施設数 (か所)	割合 (%)
B判定⇒D判定 3か所 C判定⇒B判定 4か所 C判定⇒D判定 3か所	A	285	25.0
	B	637	56.0
	C	210	18
	D	10	1
	計	1,142	100.0

③緊急度判定の結果

健全度	緊急度	施設数 (か所)
A	低	922
B		
C	中	210
D	高	10
計		1,142

2-2 公園施設長寿命化対策の優先順位の考え方

予備調査および遊戯施設の定期点検の結果、予防保全型管理を行う候補の公園施設の約 26% (179 か所) が健全度判定で D 判定および C 判定となり、緊急度判定の結果が高および中となるため、本計画ではこれらの公園施設の補修、更新等の対策の優先度を高く設定し、対応していきます。

3. 公園施設の管理方針

3-1 基本方針の設定

公園施設の維持保全に取り組むために、図8に示すとおり日常点検*および定期点検等を行います。

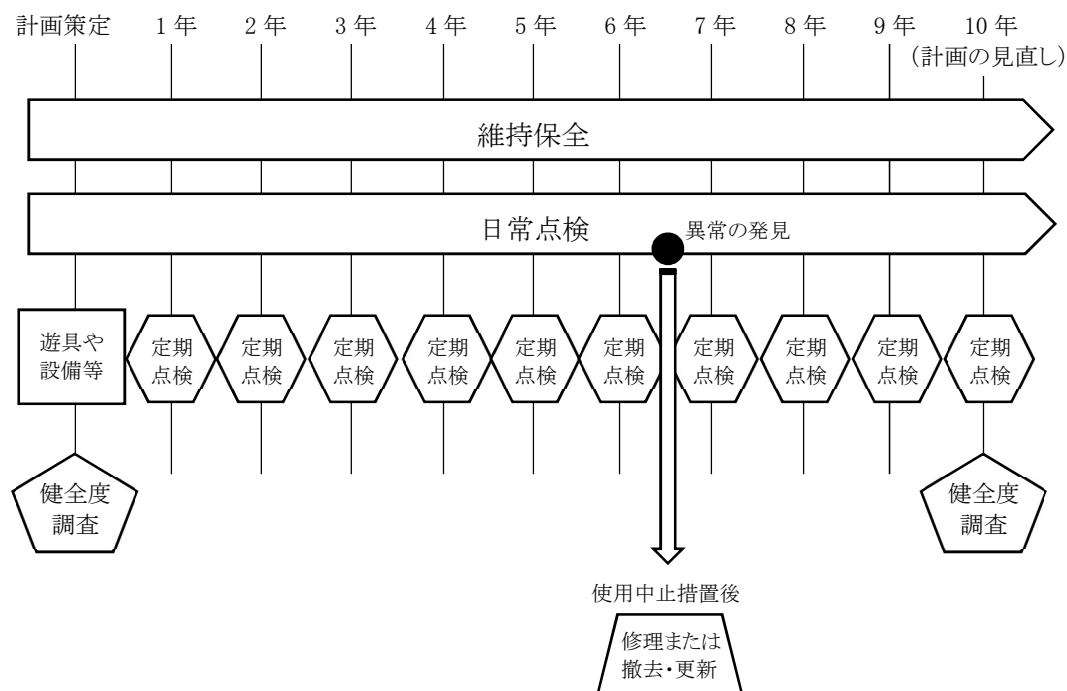


図8 計画の運用と維持管理に関する点検等の関係図

（1）日常的な維持保全に関する基本方針（予防保全型および事後保全型管理を行う公園施設）

日常的な維持保全に関する基本方針は、予防保全型管理を行う公園施設と事後保全型管理を行う公園施設の双方における管理内容となるため、次のとおり設定します。

- 公園施設について、清掃・保守・修繕*・補修を実施し、公園施設の機能の保全と安全性の維持を図ります。
- 市または指定管理者が月に一回以上の日常点検*を実施し、目視、触診、聴診により公園施設の異常の有無を確認します。見落としが無いように公園内の各施設について、それぞれの構成要素別に劣化状況等を確認し、必要に応じて劣化の要注意箇所（地際部、接触部など）の汚れの除去、部品の調整（ボルトの締め直し程度）などの日常の補修を行います。
- 日常の維持保全等により施設の劣化や損傷を把握するとともに、著しい劣化や損傷が生じた場合は、即使用中止とし、その後随時公園施設の撤去・更新を行います。

（２）公園施設の長寿命化のための基本方針（予防保全型管理を行う公園施設）

予防保全型管理を行う公園施設については、公園施設の長寿命化に関する基本的な方針を次のとおり設定します。

- ・遊戯施設については「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）および「遊具の安全に関する規準」（一般社団法人日本公園施設業協会）に基づき、年に一回定期点検を実施し、その点検結果を健全度調査結果として利用します。
- ・年に一回実施する定期点検の結果において、当初の年次計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、年次計画の見直しを行います。
- ・可能な限り、健全度Ｃ判定になる前に計画的な修繕や塗装、部材交換等の適切な長寿命化対策を実施し、公園施設の長寿命化を図ります。
- ・健全度調査は、10 年を周期として行います。
- ・公園施設の更新を公園単位で集中的に実施することで、公園機能の向上と公園利用者の安全・安心に資する維持管理・更新に努めます。
- ・部材の交換や補修等の長寿命化対策を行うことにより、劣化の要素が排除できる場合は、公園施設の更新は行わず、公園施設の更新を延伸する措置を検討します。

4. 公園施設の長寿命化対策の検討

4-1 使用見込み期間の設定

使用見込み期間※とは、実際に公園施設の使用が可能と想定される期間の目安として設定する期間です。使用見込み期間は、指針（案）に基づいて表 12 の通り設定します。

表 12 使用見込み期間の考え方

処分制限期間※	予防保全型管理における	事後保全型管理における
	使用見込み期間	使用見込み期間
20 年未満	処分制限期間の 2.4 倍	処分制限期間の 2.0 倍
20 年以上～40 年未満	処分制限期間の 1.8 倍	処分制限期間の 1.5 倍
40 年以上	処分制限期間の 1.2 倍	処分制限期間の 1.2 倍

図 9 に、予防保全型管理と補修、もしくは更新時期の例を示します。予防保全型管理における使用見込み期間は、「整備時からの経過期間」に、「対策時期」に実施した補修（1 回～複数回）により長寿命化が図られた「延命期間」を加えた期間とします。また、図 10 に、事後保全型管理と更新時期の例を示します。事後保全型管理における使用見込み期間は、「処分制限期間※」からの経過年数を「劣化が著しく進行するまでの期間」とします。

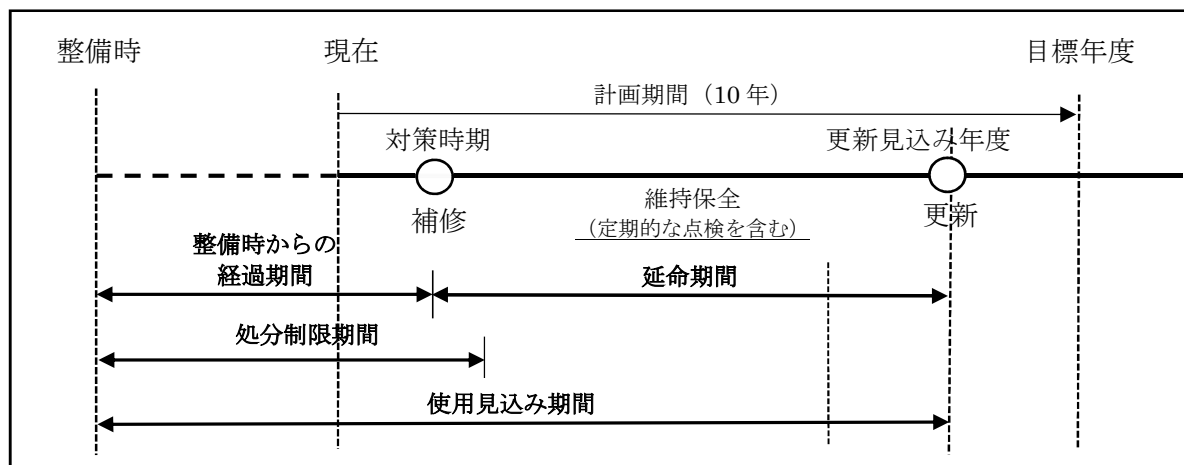


図 9 予防保全型管理に分類した公園施設の使用見込み期間と更新見込み年度

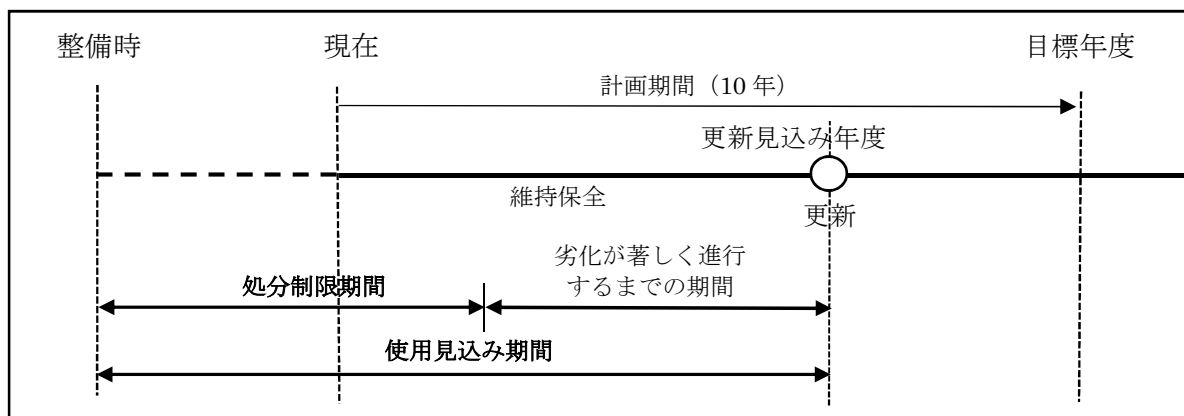


図 10 事後保全型管理に分類した公園施設の使用見込み期間と更新見込み年度

4-2 更新見込み年度

公園施設の更新見込み年度は、使用見込み期間の終了年度とします。

4-3 ライフサイクルコストの算出および縮減

ライフサイクルコストとは、公園施設の使用見込み期間中に発生する費用を指します。

予防保全型管理を行う候補とした公園施設について、事後保全型管理を行う場合と予防保全型管理を行う場合のどちらがライフサイクルコストを低く抑えられるのかを比較し、ライフサイクルコストの縮減効果の有無により、事後保全型管理を行う公園施設か予防保全型管理を行う公園施設かを確定させます。

使用見込み期間中に生ずる費用は、次のとおりです。

①「維持保全費」に関する費用

維持保全および日常点検に関する費用（以下、「維持保全費」という。）を公園施設ごとに算出します。

②「撤去・更新に関する費用」に関する費用

撤去・更新に関する費用（以下、「更新費」という。）を公園施設ごとに算出します。

なお、更新費は既存公園施設を同規模、同水準で更新した場合の標準的な費用で算出します。

③「遊戯施設の定期点検」に関する費用

遊戯施設の定期点検に関する費用（以下、「定期点検費」という。）を公園施設ごとに算出します。

④「補修」に関する費用

補修に関する費用（以下、「補修費」という。）を公園施設ごとに算出します。

（1）予防保全型管理におけるライフサイクルコストの算出

予防保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」「更新費」に加えて、長寿命化対策として定期的を実施する健全度調査の「定期点検費」と「補修費」の合計費用がライフサイクルコストとなります。

長寿命化対策費は、使用見込み期間に生ずる費用（維持保全費、定期点検費、補修費、更新費）のうち、「維持保全費」と「更新費」を除いた費用であり、公園施設ごとに算出します。

（2）事後保全型管理におけるライフサイクルコストの算出

事後保全型管理を行う公園施設では、使用見込み期間内の「維持保全費」と「更新費」の合計費用がライフサイクルコストとなります。

（3）ライフサイクルコストの縮減

長寿命化対策の実施の有無による差額を、ライフサイクルコストの縮減額とします。ライフサイクルコストを算出した結果、縮減効果が得られなかった管理施設（柵、照明灯等）は予防保全型管理の効果が見込めないため、表 13 のとおり管理類型区分の見直し、予防保全型管理を行う公園施設は、1,142 施設から 697 施設となり、事後保全型管理を行う公園施設へ変更しました。

但し、遊戯施設、運動施設、園路広場（公園橋）、休養施設（四阿、パーゴラ）は、利用者が直接触れるなど劣化の進行による利用者の安全性への影響が大きい施設であるため、ライフサイクルコストの縮減効果に関わらず予防保全型管理を行う公園施設としました。

表 13 公園施設の管理類型区分の見直し

公園施設種別	主な公園施設	見直し前	見直し後
管理施設	柵、照明灯等	予防保全型管理	事後保全型管理

表 14 および表 15 に、本計画における「予防保全型管理を行う公園施設」と「事後保全型管理を行う公園施設」の施設数を示します。

表 14 予防保全型管理を行う公園施設

公園施設種別	主な公園施設	施設数 (か所)
園路広場	公園橋	5
休養施設	四阿、パーゴラ	68
遊戯施設	ブランコ、滑り台等	526
運動施設	観客席等	5
管理施設	引込み柱	93
合計		697

表 15 事後保全型管理を行う公園施設

公園施設種別	主な公園施設	施設数 (か所)
園路広場	ダスト舗装、コンクリート舗装等	449
修景施設	水遊び広場等	3
休養施設	ベンチ、野外卓等	792
教養施設	記念碑等	4
便益施設	時計台、水飲み、駐車場	107
管理施設	園名板、標識等	1,738
合計		3,093

4-4 年次計画の検討

年次計画を作成したところ、既に多くの公園施設が使用見込み期間を超えて設置されていることから、計画初年度に更新が必要な公園施設が集中し、単年度の維持保全費が膨大となるため、公園施設の健全度調査結果および使用見込み期間を超過した年数等を勘案し、維持保全費の平準化を行いました。平準化の手順を図 11 に示します。

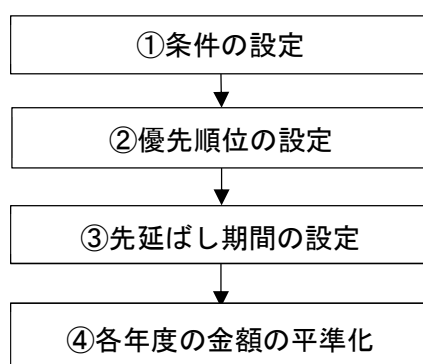


図 11 平準化手順（フロー）

(1) 条件の設定

10年間の各年の維持保全費上限金額は設定せず、概ね同じ金額となるよう平準化します。

(2) 優先順位の設定

平準化に際して、補修・更新する施設の優先順位は、表16のとおり設定します。

表16 平準化の優先順位

指標	優先順位
健全度判定	「D」→「C」→「B」→「A」
施設区分	「遊戯施設」→「休養施設（四阿・パーゴラ）」 →「運動施設」→その他の施設
超過率（経過年数／処分制限期間）	「高」→「低」

(3) 先延ばし期間の設定

優先順位の低い公園施設については、平準化による補修時期の延期により、適切な時期に補修を実施できない可能性があるため、使用見込み期間に応じて補修時期の先延ばし可能期間を設定します。

また、この先延ばし期間は、公園施設の健全度がCに滞在する期間に実施するように設定します。

(4) 各年度の金額の平準化

表16に示す平準化の優先順位を踏まえ、図12に示すとおり計画期間の10年間における維持保全費の平準化を行います。算出した概算費用が計画初年度に集中するため、概算費用の平均値を平準化の基準値として設定し、公園施設の補修、もしくは更新年度を調整することで維持保全費用の平準化を図ります。



図12 平準化イメージ

4-5 対策費用

予防保全型管理を行う公園施設および事後保全型管理を行う公園施設における、計画期間（10 年間）に生ずる概算対策費用の内訳を表 17 に示します。予防保全型管理と事後保全型管理に分けて管理を行った場合は、計画的に公園施設の補修（④補修費 46,004 千円）を行うことにより、使用見込み期間が延命されるため、②更新費を 149,159 千円の縮減することが可能となります。

表 18 に概算対策費用の合計および計画期間中の単年度概算費用を示します。

表 17 計画期間の概算対策費用

	(A) 予防保全型管理を行う公園施設	(B) 事後保全型管理を行う公園施設	合計 (C)=(A)+(B)	全て事後保全型で管理した場合
①維持保全費	307,409 千円	706,533 千円	1,013,942 千円	1,013,942 千円
②更新費	852,607 千円	2,658,673 千円	3,511,280 千円	3,660,439 千円
③定期点検費	75,911 千円	0 千円	75,911 千円	74,960 千円
④補修費	46,004 千円	0 千円	46,004 千円	0 千円
合計	1,281,931 千円	3,365,206 千円	4,647,137 千円	4,749,341 千円

表 18 概算対策費用

(A) 予防保全型管理を行う公園施設の概算対策費用合計（10 年間）	1,281,931 千円
(B) 事後保全型管理を行う公園施設の概算対策費用合計（10 年間）	3,365,206 千円
(C) 概算対策費用合計（10 年間）【(A)+(B)】	4,647,137 千円
令和 3 年度から令和 12 年度の各年の概算対策費用 【(C)/10】	464,714 千円

5. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

表 17 の概算対策費用を基に、長寿命化対策の実施効果を図 13 に示します。本計画では、10 年間で 102,204 千円のライフサイクルコストの削減効果が見込まれる結果となりました。

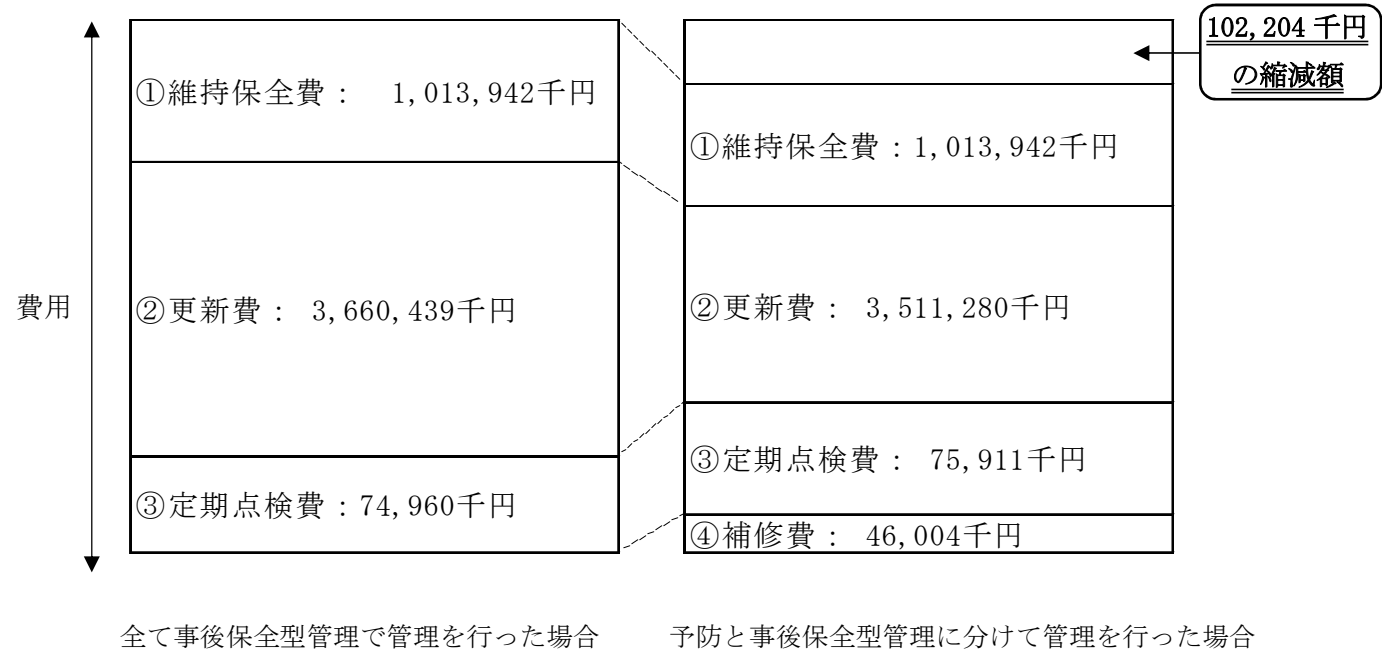


図 13 長寿命化対策の実施効果
(全施設を更新した場合のシミュレーション)

6. 今後の取り組み

6-1 実態に即した長寿命化計画の運用

これまでは日常的な維持保全により問題が顕在化した公園施設を対象に維持修繕および更新を行う「事後保全型」の管理で利用者の安全性の確保および機能の保全に努めてまいりました。本計画の対象公園施設の劣化状況は、早期に対応が必要なものが相当多いため、本計画では、計画的に維持保全を目指す方向性を示し、計画の運用にあたっては、優先順位を踏まえ事業の選別を行い、公園施設の劣化状況や地域の意向等を踏まえた効率化を検討し、優先度や財源等の実態に合わせた事業計画により長寿命化対策を実施してまいります。

遊戯施設等の予防保全型管理を行う公園施設については、日常的な維持保全により危険要因が発見された場合には、速やかに使用中止の措置を講じるとともに、早期に補修、更新等を検討し、公園利用者の安全確保に努めてまいります。

6-2 利用促進に向けた施設更新

本計画では、同等施設への更新を計画していますが、社会情勢の変化や利用者ニーズの変化に伴い、求められる公園施設が変化していくことが想定されます。公園施設の更新等にあたっては、予期せぬ社会動向やその影響を考慮しつつ、他の政策や施策との優先順位を踏まえ実施するものとします。

また、予算執行時には、「当該施設が真に必要なか」や「更新する施設の規模や仕様」について十分検討のうえ実施するものとします。また、その時点における求められる公園施設および「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改定版】」（平成24年3月国土交通省）等を踏まえて、公園の利用促進に向けた公園施設更新の手法を検討します。

事業の実施にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、出来る限り社会資本整備総合交付金及び有利な起債を活用し、公園施設の補修・更新等を行ってまいります。

6-3 計画の見直し

本計画では、計画立案(PPLAN)、事業実施(DO)、進行状況の評価・検証(CHECK)、計画改善(ACTION)を基本のサイクルとしたPDCAサイクルを基に、重点的に進める事業を中心とした適切な進行管理を行います。また、計画の運用にあたっては、他の計画との連携を図りながら、日常点検や定期点検の実施により劣化状況を把握するとともに、実施計画の策定や執行される予算等の状況に合わせ、公園施設の更新時期の見直しを検討します。

資料 1. 都市公園一覧

番号	公園名	公園種別	所在地	開設年月日	面積 (㎡)
1	あかしあ公園	街区	矢畑569-5	1994/03/31	1,358.00
2	赤羽根1号公園	街区	赤羽根293-1	2012/03/30	3,142.02
3	赤松公園	街区	赤松町3697-180	1972/03/31	348.00
4	赤松一号緑地	都市緑地	赤松町5004	1986/03/31	831.59
5	赤松二号緑地	都市緑地	赤松町3697-262	1986/03/31	255.73
6	赤松三号緑地	都市緑地	赤松町5003	1986/03/31	149.25
7	赤松北公園	街区	赤松町1841-75	2002/03/29	732.00
8	赤松町竹の子公園	街区	赤松町1841-71	2000/10/28	684.00
9	赤松どんぐり公園	街区	赤松町13	2019/03/25	1,530.04
10	赤松なかよし公園	街区	赤松町3615-142	2002/11/14	268.00
11	旭が丘公園	街区	旭が丘2317	1994/03/31	504.76
12	旭が丘西公園	街区	旭が丘2266-27	2009/03/01	378.51
13	甘沼パノラマ公園	街区	甘沼200-9	1999/10/22	1,672.00
14	甘沼向原公園	街区	甘沼850-1	2020/03/02	1,387.78
15	甘沼緑地	都市緑地	甘沼148-3	2009/06/08	288.00
16	網久保公園	街区	松林一丁目1406-32	1986/03/31	326.00
17	網久保北公園	街区	松林一丁目1704-31	1997/12/02	226.69
18	一里塚公園	街区	茅ヶ崎二丁目1880-9	1995/03/31	793.00
19	一本松公園	街区	円蔵一丁目600-5	1987/03/20	3,534.00
20	今宿第一公園	街区	今宿791-9	1986/03/31	221.18
21	今宿第二公園	街区	今宿645-114	1997/03/31	165.59
22	今宿西公園	街区	今宿965-4	2007/05/14	373.00
23	今宿東公園	街区	今宿1180-8	1991/03/30	800.05
24	上ノ田公園	街区	本村五丁目40-3	1970/11/26	2,556.49
25	梅田公園	街区	十間坂三丁目3449-1	1971/07/14	512.00
26	梅田第二公園	街区	十間坂二丁目3531-15	1982/11/01	900.00
27	円蔵第一公園	街区	円蔵2553	1982/11/01	857.00
28	円蔵緑地	都市緑地	円蔵370-36	1983/12/15	961.17
29	香川あおかげ公園	街区	香川四丁目1022-26	2018/03/23	232.99
30	香川第一公園	街区	香川四丁目347-31	1969/04/05	383.00
31	香川第二公園	街区	香川四丁目337-15	1968/04/06	329.00
32	香川原公園	街区	香川一丁目4-1	1996/03/31	377.00
33	香川東公園	街区	香川一丁目8-5	1993/03/31	550.43
34	香川ふれあい公園	街区	香川三丁目482-5	2015/02/01	236.49
35	香川ゆうゆう公園	街区	香川四丁目935-2	2012/12/28	286.99
36	勝沼公園	街区	矢畑1345-2	1996/03/31	218.00
37	北茅ヶ崎公園	街区	本村四丁目1320-6	1998/03/31	292.45
38	くすのき公園	街区	茅ヶ崎534-1	1982/11/01	1,788.00
39	高架下公園	街区	西久保111	1989/03/31	22,036.35
40	小桜ゆうゆう緑地	都市緑地	小桜町1607-12	2012/12/28	1,328.38
41	小中島公園	街区	今宿911-5	1990/03/30	2,000.00
42	小和田北公園	街区	小和田三丁目146-5	1995/03/31	144.00
43	小和田浜公園	近隣	浜須賀5834-2	1965/04/01	8,687.00
44	さくら公園	街区	今宿1285-5	1992/03/31	1,360.75
45	さざなみ公園	街区	南湖七丁目12869-75	2007/01/16	514.00
46	しおかぜ公園	街区	矢畑733-28	2003/05/16	147.00
47	清水公園	街区	芹沢902-48	1986/03/31	1,054.00
48	下寺尾東方公園	街区	下寺尾1936	1988/03/25	223.00
49	下ノ川公園	街区	今宿444-10	1998/03/31	2,351.22
50	下町屋北公園	街区	下町屋三丁目573-4	1982/11/01	2,431.00
51	下町屋西公園	街区	下町屋三丁目56-21	1986/03/31	149.00
52	湘南夢わくわく公園（対象外）	近隣	中島1451-1	2008/03/29	22,275.78
53	白浜公園	街区	白浜町3004-109	1975/07/26	492.00
54	しろやま公園	近隣	浜見平377-11	2015/06/01	7,752.00
55	神明南公園	街区	下寺尾2281-2	1998/12/10	173.17
56	せせらぎ公園	街区	みずき二丁目1226-1	2006/11/01	7,708.00
57	高砂緑地	都市緑地	東海岸北一丁目10293	1987/03/20	6,577.00
58	高田さんさん公園	街区	高田5丁目304-8	2018/04/11	207.84

番号	公園名	公園種別	所在地	開設年月日	面積 (㎡)
59	高田第一公園	街区	高田四丁目402-2	1970/12/27	1,291.00
60	高田第二公園	街区	高田三丁目129-40	1970/12/27	658.00
61	高田南公園	街区	高田三丁目136-6	1977/05/11	491.00
62	高田緑地	都市緑地	高田一丁目58	2007/04/11	3,027.35
63	茅ヶ崎公園	地区	中海岸三丁目11483	1950/06/17	55,623.00
64	茶屋町公園	街区	南湖一丁目-3643-1	1998/03/31	721.00
65	中央公園	地区	茅ヶ崎二丁目2077-12	1984/04/21	40,000.63
66	つつじ公園	街区	十間坂一丁目-5132-10	1996/03/31	2,263.00
67	津戸田公園	街区	菱沼三丁目158-14	1972/08/10	220.00
68	鶴田西公園	街区	本村五丁目194-9	1989/03/31	1,856.40
69	鶴田東公園	街区	本村五丁目184-9	1989/03/31	1,692.00
70	出口町公園	街区	出口町2483 - 1	2019/04/15	707.50
71	殿山公園	近隣	甘沼285	1970/04/01	7,874.00
72	とびらぎ公園	街区	東海岸南六丁目8910-15	1987/03/20	401.00
73	共恵第一公園	街区	共恵二丁目10233-20	1986/03/31	108.01
74	中海岸一号緑地	都市緑地	中海岸四丁目12271-7	1980/06/26	108.00
75	中海岸しおのね公園	街区	中海岸四丁目11717-28	2014/12/26	444.80
76	中海岸松韻公園	街区	中海岸一丁目10194-19	2008/03/31	247.83
77	中海岸第一公園	街区	中海岸四丁目11685-35	1986/03/31	233.00
78	中海岸第二公園	街区	中海岸四丁目12271-19	1986/03/31	270.00
79	中島しおさい公園	街区	中島271-23	2002/03/29	632.01
80	中島湘泉公園	街区	中島1339	2012/03/30	241.03
81	なぎさ第一公園	街区	緑が浜5838-4	1998/03/31	412.00
82	なぎさ第二公園	街区	緑が浜5838-5	1998/03/31	260.00
83	南湖第一公園	街区	南湖五丁目3961-1	1982/12/01	559.40
84	南湖西公園	街区	南湖七丁目12838-40	2005/12/08	160.00
85	南湖東公園	街区	南湖四丁目12988-76	1999/03/31	324.01
86	西久保広町公園	街区	西久保2015	2000/03/31	2,301.68
87	西久保ふれあい公園	街区	西久保118-2	1998/03/31	1,078.67
88	西羽根沢公園	街区	堤66	1979/07/05	2,080.00
89	登象公園	街区	矢畑536-2	1991/03/22	288.13
90	萩園下河原公園	街区	萩園2722-13	1990/02/05	462.00
91	萩園第一公園	街区	萩園834	1972/03/31	4,764.00
92	萩園第二公園（対象外）	街区	萩園2428-56	1975/05/28	545.98
93	萩園第三公園	街区	萩園2028-54	1976/08/18	1,484.00
94	萩園西公園	街区	萩園822-5	1989/08/11	349.00
95	萩園走内公園	街区	萩園1215-2	1997/03/31	1,477.10
96	萩園リバーヴェール公園	街区	萩園3161-1	2006/08/16	347.00
97	パシフィック公園	街区	東海岸南六丁目8955-315	1999/03/31	855.44
98	ハナミズキ公園	街区	ひばりが丘1726-1	1987/04/23	324.00
99	はまかぜ公園	街区	東海岸北二丁目9581-3	2007/04/11	376.88
100	浜須賀第二公園	街区	浜須賀7017-26	1986/03/31	220.00
101	浜竹東公園	街区	浜竹三丁目1875-1	1990/03/30	516.74
102	浜之郷公園	街区	浜之郷952-6	1970/12/26	2,510.00
103	浜之郷第二公園	街区	浜之郷611-56	1986/03/31	150.00
104	浜之郷第三公園	街区	浜之郷755-7	1986/03/31	103.00
105	浜之郷第四公園	街区	浜之郷1184-60	1968/05/22	517.84
106	浜之郷第五公園	街区	浜之郷1176-13	1972/09/09	694.00
107	東海岸北第一公園	街区	東海岸北四丁目7010-18	1986/03/31	140.41
108	東海岸北第四公園	街区	東海岸北四丁目7136	2014/01/31	452.31
109	東海岸南第一公園	街区	東海岸南六丁目8955-164	1986/03/31	165.36
110	東海岸南第二公園	街区	東海岸南六丁目8721-14	1986/03/31	338.00
111	東海岸南第三公園	街区	東海岸南三丁目11323-47	1986/03/31	154.00
112	東海岸南第四公園	街区	東海岸南五丁目8687-29	1986/03/31	204.00
113	東海岸南第五公園	街区	東海岸南六丁目8955-237	1986/03/31	570.00
114	東海岸南第六公園	街区	東海岸南三丁目11338-24	1996/03/31	118.00
115	東海岸南第七公園	街区	東海岸南一丁目11427-139	1997/03/31	357.09
116	東小和田公園	街区	赤松町1841-62	1985/03/30	2,536.31

番号	公園名	公園種別	所在地	開設年月日	面積 (㎡)
117	東羽根沢公園	街区	堤27	1985/07/08	2,996.43
118	菱沼海岸公園	街区	菱沼海岸2900-28	1997/03/31	392.01
119	菱沼第一公園	街区	菱沼三丁目74-11	1986/03/31	161.35
120	菱沼なかよし公園	街区	菱沼一丁目627-8	2007/04/11	634.43
121	ひじりき公園	街区	矢畑584-3	1996/03/31	102.00
122	ひじりき南公園	街区	矢畑620-23	2006/04/20	744.98
123	氷室椿庭園	特殊	東海岸南三丁目2-41	1991/10/01	2,764.04
124	富士見町公園	街区	富士見町5791-15	1985/11/01	900.00
125	平太夫新田公園	街区	平太夫新田61-33	2006/04/20	344.00
126	平和町公園	街区	平和町6441-24	1982/11/01	5,367.00
127	平和町第一公園	街区	平和町6245-46	1966/12/28	813.68
128	平和町第二公園	街区	平和町6416-3	1970/11/03	316.14
129	平和町東公園	街区	平和町6151-2	2002/03/29	199.52
130	本村日時計公園	街区	本村二丁目6304-50	2000/07/05	360.00
131	前の田公園	街区	菱沼二丁目409-1	1986/03/31	98.56
132	間門公園	街区	香川四丁目917-3	1986/03/31	123.00
133	松が丘一号緑地	都市緑地	松が丘二丁目2501-68	1986/03/31	528.00
134	松が丘二号緑地	都市緑地	松が丘二丁目2501-73	1986/03/31	294.00
135	松が丘第一公園	街区	松が丘二丁目2501-72	1982/11/01	577.00
136	松が丘第二公園	街区	松が丘二丁目2400-9	1982/11/01	1,367.00
137	松が丘第三公園	街区	松が丘二丁目2350-14	1986/03/31	141.11
138	松が丘第四公園	街区	松が丘二丁目6820-65	1986/03/31	130.00
139	松が丘第五公園	街区	松が丘二丁目2371-32	1986/03/31	224.00
140	松が丘西公園	街区	松が丘一丁目2807-95	1990/03/30	418.00
141	松が丘南公園	街区	松が丘一丁目3002-34	1986/03/31	483.00
142	松が丘ラチェン通り公園	街区	松が丘一丁目2625-83	2003/05/16	412.00
143	松が丘緑地	都市緑地	松が丘一丁目11-27	2001/10/24	3,095.00
144	松風台西公園	街区	松風台1110-3	1973/04/11	1,350.00
145	松風台東公園	街区	松風台1051-13	1973/04/11	1,096.00
146	松風台南公園	街区	松風台1686-4	1973/04/11	2,050.00
147	松浪公園	街区	松浪二丁目4866-13	1971/08/24	631.00
148	松浪緑地	都市緑地	松浪一丁目4490-1	2009/10/10	960.40
149	丸山公園	街区	堤91	1985/07/08	2,825.00
150	みずき公園	街区	みずき四丁目1502	2006/11/01	2,205.00
151	美住町第一公園	街区	美住町5372-16	1986/03/31	110.81
152	緑が浜かもめ公園	街区	緑が浜5785-7	2002/08/30	328.00
153	緑が浜第一公園	街区	緑が浜5827-5	1986/03/31	378.00
154	南羽根沢公園	街区	堤43	1985/07/08	2,900.00
155	身待田公園	街区	菱沼二丁目342-3	2012/12/28	218.68
156	ミモザ公園	街区	矢畑20-22	2004/01/15	196.76
157	宮の下公園	街区	柳島二丁目90-2	1997/06/20	1,300.32
158	宮の前公園	街区	今宿360-4	1983/12/15	790.00
159	宮の前第二公園	街区	今宿333-37	1987/02/04	1,074.02
160	室田第一公園	街区	室田二丁目362-3	1983/12/15	1,432.96
161	室田第二公園	街区	室田一丁目100-47	1983/12/15	542.00
162	室田第三公園	街区	室田二丁目400-16	1983/12/15	503.00
163	室田第四公園	街区	室田二丁目313-18	1986/03/31	301.30
164	元町公園	街区	元町6140-11	2018/03/23	319.27
165	矢島公園	街区	中島1379-7	1997/03/31	900.00
166	柳島海岸東公園	街区	柳島海岸1588-453	1990/03/30	238.03
167	柳島しおさい公園	地区	柳島1900	2016/03/23	70,339.00
168	柳島スポーツ公園（対象外）	運動	柳島1300	2018/03/25	64,696.50
169	柳島第一公園	街区	柳島海岸1588-364	1986/03/31	231.01
170	柳島第二公園	街区	柳島海岸990-31	1986/03/31	209.00
171	柳島第三公園	街区	柳島1843-28	1986/03/31	280.00
172	矢畑第一公園	街区	矢畑419-13	1971/06/30	800.00
173	矢畑第二公園	街区	矢畑419-163	1971/06/30	310.00
174	矢畑東公園	街区	矢畑995-40	1986/03/31	485.00
175	わかば公園	街区	緑が浜5829-20	1995/03/31	180.00
				面積合計	449,535.91

資料2. 用語の解説

索引	用語	読み方	内容
(あ)	維持保全	いじほぜん	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕のこと
	運動施設	うんどうしせつ	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類するもの
	園路広場	えんろひろば	園路、広場、縁石、橋梁その他これらに類するもの
(か)	街区公園	がいくこうえん	専ら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1か所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	管理施設	かんりしせつ	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む。)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。)その他これらに類するもの
	休養施設	きゅうようしせつ	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
	教養施設	きょうようしせつ	植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
	近隣公園	きんりんこうえん	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区あたり1か所を誘致距離500mの範囲内で、1か所あたり面積2haを標準として配置する。
	健全度調査	けんぜんどちょうさ	現地において、公園施設の構造物及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のこと
	健全度判定	けんぜんどはんてい	健全度調査で得られた情報を基に、公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について、総合的な評価と判定を行うこと
	公園施設	こうえんしせつ	都市公園法第2条第2項の定義に定める、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設のこと
	更新	こうしん	公園施設を取り替えたり新しく作り直したりすること
(さ)	事後保全型管理	じごほぜんがたかんり	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法のこと
	修景施設	しゅうけいしせつ	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
	修繕	しゅうぜん	公園施設の維持保全のうち、部分的な修繕や消耗材の部品交換などの作業のこと
	使用見込み期間	しようみこみきかん	実際に公園施設の使用が可能と想定される期間の目安として、国の指針に基づき設定する期間のこと
	処分制限期間	しよぶんせいげんきかん	「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、第22条に基づき制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則(平成12年12月21日総理府・建設省令第9号)に掲げられている期間のこと。
(た)	地区公園	ちくこうえん	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区あたり1か所を誘致距離1kmの範囲内で、1か所あたり面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の地域生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)においては、地域の状況に応じ1か所あたり面積4haを標準として配置する。
	長寿命化対策	ちようじゅみょうかたいさく	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修のこと
	定期点検	ていきてんけん	遊戯施設について「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく年に1度の点検や、各種設備などの法令の規定に基づく点検のこと

索引	用語	読み方	内容
(た)	特殊公園	とくしゅこうえん	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。 (本市においては、氷室椿庭園が該当)
	都市公園	としこうえん	都市公園法に基づき、地方公共団体が都市計画区域内に設置した公園・緑地・墓地、および都市計画区域外に都市計画決定し開園したもの。または、国が設置する公園または緑地。
	都市緑地	としりょくち	主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1か所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
(は)	日常点検	にちじょうてんけん	公園施設の異常の発見と対処を目的とした、目視による巡視点検のこと
	便益施設	べんえきしせつ	売店、飲食店(料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。)、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
	補修	ほしゅう	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を行うこと
(や)	遊戯施設	ゆうぎしせつ	ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、その他これらに類するもの
	予防保全型管理	よぼうぼぜんがたかんり	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法のこと
(ら)	ライフサイクルコスト	らいふさいくろくすと	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「維持保全費」、「撤去・更新に関する費用」、予防保全型管理において施設の寿命を延ばすことを目的に実施する「遊戯施設の定期点検に関する費用」、「補修に関する費用」の4項目の合計のこと

茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画

令和3年（2021）年度～令和12年（2030）年度

令和3年（2021）8月発行

発行 茅ヶ崎市 建設部公園緑地課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-89-2916

二次元バーコード

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

